

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3104号)

令和6年8月13日

横情審答申第3104号

令和6年8月13日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和5年6月15日旭高第381号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和2年2月10日付 開示請求書」の一部開示決定に対する審査請求に  
ついての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「令和2年2月10日付 開示請求書」を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「令和2年2月10日付 開示請求書」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年5月9日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件審査請求文書のうち、個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため同号本文に該当し、ただし書アからウまでに該当しないため不開示とした。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、請求文書の開示を求める。
- (2) 令和5年3月31日付旭高第2905号に係る請求文書の開示を求める。

## 5 審査会の判断

## (1) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、令和5年3月31日付旭高第2905号に係る令和2年2月10日付開示請求書と解されるところ、実施機関は特定した文書のうち個人の氏名及び住所を不開示としている。

イ 本件審査請求において、審査請求人は、本件審査請求文書以外の文書の開示を求めているとも解されるため、当審査会では対象文書特定の妥当性及び不開

示事由該当性について判断する。

(2) 対象文書の特定について

本件処分に係る開示請求書の「令和5年3月31日付旭高第2905号に関する請求者が請求した開示請求書の開示を求める」との記載から、実施機関は令和5年3月31日付旭高第2905号の裁決に係る審査請求を特定した。そして、その審査請求の対象である非開示決定（令和2年2月25日旭高第2639号）に係る令和2年2月10日付開示請求書を対象行政文書として特定しており、実施機関の対象文書の特定は妥当である。

(3) 条例第7条第2項第1号の該当性について

ア 条例第7条第2項第1号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる情報から除くことを規定している。

イ 実施機関が特定した文書のうち個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、本号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 5 年 6 月 15 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 6 年 5 月 9 日 (第31回 第四部会)	・ 審議
令和 6 年 6 月 6 日 (第32回 第四部会)	・ 審議